

Title	英国に於ける戦時の労働不安 (上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.9 (1917. 9) ,p.1215(83)- 1230(98)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170901-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御覧る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

△價格表

□ 高等裁縫部	△セビロ	▽オバーコート	▽フロック	□ 制服部
金 三十圓以上	金 八十圓以上	金 二十八圓以上	金 五十圓以上	▽専門學校(立)
金 八十圓以上	金 九十圓以上	金 二十圓以上	金 五十圓以上	▽大學校(立)
金 三十圓以上	金 八十圓以上	金 二十圓以上	金 五十圓以上	金 三十圓以上

東京銀座通 尾張二町

澤田洋服店

創業於米國桑港(一九八一年)

其材料の新しい△
其型の氣のさいた△
其技工の優れたる△

澤田の洋服は

士的氣分に

最も能く隔合して

御満足最も慥かなり

彼れが創業以來三十年に近い永い経験と厚い信用、それに日々の最善の努力とは廣く深く紳士間に好愛せらるゝ所以である△

御注文は……今直ぐに……はがき又は

電話新橋二三三七
振替口座八八二八

△市内は御報次が參上見本豊富に御高麗に可供候△
△地方は大略價格御年報御報被下候は、見本及容易なる採寸法相送り可申候△

雜 録

英國に於ける戦時の 労働不安(上)

堀江 歸一

一 労働不安の原因

英國に於ては歐洲開戦の當初労働者の間に産業上の休戦主張せられ、一時労働紛議の跡を絶ちたるに拘はらず、其後戦争進行し、戦局擴大して却て工業界に種々の事件を醸しつゝあるは何故なるか。大英學術協會經濟統計部が十數名の委員を選任して、調査せしめたる報告書に基き所謂労働不安の原因並に其救済策を觀察す可し。右委員會はパーミンガム大學の教授アダムダブリュー、カーカルデー氏を委員長とし、委

員として故チャールズ・ブリス・パワーマン・ヒュー、ベル・カンニンガム・チャプマン・ゴンナー氏等を網羅したるものなり。

労働不安の状態の近時に至りて、特に顯著と爲れる原因を數ふれば左の如し。

- (一) 生活程度の向上に對する労働者の希望。
 - (二) 自己の生活に對して大なる統制を行ひ、又労働條件に關して決裁的發言を得んとする労働者の希望。
 - (三) 規律ある職業の不確實。
 - (四) 仕事の單調。
 - (五) 經濟上の狀況に關する疑惑又は知識の缺陷。
 - (六) 規律あり、又満足なる労働者に對する備者の希望。
 - (七) 戦時諸計畫の効果。
- 現代産業上の諸問題は其社會上の方面より之を理解せんとするには、商業上の勢力の壓迫並

明して餘りありとす。

に製造工業に於ける要求の爲めに生じ來れる事情を考量し、一面に於ける労働の問題と他の一面に於ける資本の問題と相錯する所以を眼中に置かざる可からず。以上列挙したる労働不安の諸原因に就て考ふるに、第一労働者が産業上の産物に對して、大なる分配を享け、以て生活の程度を向上せんとするの希望は近時に至りて強烈と爲り、斯くて賃銀増進の要求を生じて已まず。名目上の賃銀と實質上の賃銀との差違は多數労働者に依りて明に理解せらるゝ一方に、彼等が奢侈を行ふ餘裕の極めて狭き今日に於ては必需品に於ける代價の騰貴は直に費用の節約を強要するに至らざるを得ず。近年に於ける産業上の不安が生活費の上進と相伴ひたるは著明の事實にして、又開戦當時維持せられたる産業上の休戦が其後に於ける物價殊に食料品代價の騰貴に依りて破るゝに至れることも亦蔽ふ可からざるの事實なりとす。左に掲ぐる表は此事實を證

月	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年	一九〇七年	一九〇六年	一九〇五年	一九〇四年	一九〇三年	一九〇二年	一九〇一年	一九〇〇年
一月	一一八	一一〇														
二月	一二二	一一一														
三月	一二四	一一一														
四月	一二四	一一一														
五月	一二六	一一一														
六月	一二二	一一一														
七月	一二二	一一一														
八月	一二四	一一一														
九月	一二四	一一一														
十月	一二四	一一一														
十一月	一二四	一一一														
十二月	一二四	一一一														

月	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年	一九〇七年	一九〇六年	一九〇五年	一九〇四年	一九〇三年	一九〇二年	一九〇一年	一九〇〇年
一月	一四五	一四七	一四八														
二月	一四五	一四七	一四八														
三月	一四五	一四七	一四八														
四月	一四五	一四七	一四八														
五月	一四五	一四七	一四八														

労働者階級が食物に對して、消費する所得の割合は平時に在つて、所得の豊なる階級に於て六割七分、其乏しき階級に於て五割七分の前後を占むるものとす。隨て戦時超過時間の労働出來高の増加に依りて、軍需品製造に關係ある労働者の所得の増加著しきものありとすも、尙ほ生活費の上進が總ての労働者階級に對して、大なる負擔を及ぼすに至るや、論を俟たず。労働者に取つて最も重大の關係あるは、彼等の實質的報酬にして、生活費の増進前記の如く爲る以上は、自ら之に應じて、彼等の所得を開戦前の程度より高からしむるの要求を生ず可きなり。

但し此問題の解決を紛更せしむるは、労働者が常に一定の生活程度を守らず、之を向上せしむるの希望を有するの一事にして、此希望は教育の改良に依りて刺戟せられて已まずと雖も、一方に國民の産業的發達に依りて制限せらる可く、産業の生産力を増殖せずして、獨り無限に賃銀を引上げ、生活程度を向上せしむるが如き、事情の到底許さざる所なりとす。

第二産業上の衝突にして労働者自ら自己の生活を支配し、又労働條件に對して決裁的地位を保たんとする希望に胚胎するもの少なからず。蓋し今日民主的運動は政治上より産業上の生活に波及したり。一方に賃銀に關する紛議の盛なると共に、他の一方には工場管理、労働者の訓練、職工組合に關する原則の適用に就ても亦常に紛議の聲を絶たず、思ふに是等の要求は今後の産業生活に於て、重大なる關係を有するに至る可し。殊に組織ある労働者の團體が今日

まで致したる要求の最も重大なるものは労働者の産物數量を決定するに就て或る權能を有せんとするの一事なり。産出量制限の政策は仕事を急速に進捗せしめ、斯く賃銀率に低落を來さんとするの勢に對する保護法たるの故を以て辯護の理由とす。從來多數の労働者は或る時期に臨んで、備者より短小の期間内に緊密に労働することを強要せられ、一旦其求むる所に應じて、過度の労働を爲すや、其間に於ける産出量の増加を標準として、新に賃銀率を決定せらるゝに至らんとす。又産出量の制限は時に熟練ある労働者が熟練の少ない労働者の到底追隨することを許さざるが如き高き標準を示すを妨げ、仕事を成る可く多數の労働者に分配するの必要に基いて主張せらるゝことあり。蓋し此所説は仕事に一定の分量ある場合に、或る數の労働者が平均以上の速度を以て、仕事に當れば、他の労働者に仕事の不足を生ずるの想像に據り、彼の勞

働時間短縮の所説も亦同様の理由の下に、主張せらるゝが如しと雖も、其根柢に大なる誤謬の存することを知らざる可からず。若しも現代の産業組織が靜的狀態に居り、物價亦現在の標準點に於て決定せられんか、以上の所説亦可なりと雖も、之を實際に徴するに、代價を低落せしむるの作用は必ず貨物に對するの需要を増加し、又勞力に對する需要を増加するに至るものなり。隨て機械經營の方式並に組織に改良の行はるゝと否とを問はず、労働生産力の増加は生産費を節約し、代價を低落せしむるものと見る可く、一方に生産數量の制限は労働に對する需要を増加せず、却て之を減却し、賃銀支拂に供せらるゝ資金をも減却するものとす可きなり。組織ある労働者は特殊の仕事に使役せらる可き労働者の階級を劃定して、以て各自の利益を保護せんとする事あり。此種の權能は既往に於ては、婦人の特殊の仕事に就くことを妨げ、

又職工組合外の労働者と共に労働することを拒否する場合に用ひられたり。蓋し職工組合の組織の完全と爲るに隨ひ、組合員の享くる利益の大なることの明瞭と爲るや、組合の産業上に於ける地位の重要なに至るは、論を俟たざる所なるが、之と同時に労働者の労働する状況即ち産業上の自由なるものは鞏固なる又訓練ある組織に依て、始めて生ずるを得ることを認めざる可からず。多數の備者は職工組合の組合員たる權利を尊重せざる爲めに、或は組合の勢力を過大ならざらしむる爲めに、組合外労働者を使備するの權利を主張して已まず。此問題の解決如何に拘はらず、労働者の組織の存在する今日、彼等の要求を峻拒するは甚だ困難なりと雖も、個人と協議するよりも、斯る團體と協議して、労働條件を決定するは、事甚だ簡單にして、一の職業を通じて、労働條件の畫一を保つ効果ある可し。既往の實際に徴するに、組織ある勞

働者は小なる事件に乗じて、労働條件を支配する爲めに、其權力を用ひたる場合少なしとせず例へば或る職工の解備せられんとする場合に、職工組合は解職の理由を不相當と認め、之に對抗する爲めに、職工監督の苛刻なる行動に反抗する爲めに、或は工場に於ける設備の改良を厲行する爲めに、同盟罷業を行ふが如き、此適例にして、其趣意とする所は要するに工場の訓練に對して、労働者自ら或る權利を收めんとするものに外ならず、此點に關聯して、特に注目を値する最近の實例はバーミンガムに於ける職工組合地方會議の發表したる決議中、職工自ら或る程度まで工場を管理すると共に、産物の産出高並に工場の訓練に就て或る責任を負はんとしたるの一事にして、此事たる職工は必ずしも賃銀の増進のみを希望するものに非ず、此以外に身分の變更を求めつゝあることを明にするものとす可く、彼等は賃銀收得者たる現在の身分を

以て満足せず、備者と労働者との間に於ける關係の革新を企圖するものに外ならざるなり。

第三、生活程度に關係を及ぼす一條項として賃銀の問題と共に、重要なものは職業の不規律に關する問題にして、労働不安の如き、職業の不規律に關聯する所大なるものありとす。不規律の程度は職業に依て異なり、船渠労働者の如き、所謂偶爾的労働者たるの名に違はざるものあり。而して労働者中、一定せる期間労働に就く約の下に居らず、比較的短期の通知に依て解備せらるゝものゝ少なからざる以上は、平時或は其就業に確實なるも、不景氣の際には多數の解備者を生じ、此事實は熟練労働者を以て自任する輩の間にも、不安の感情を惹起さしめざれば已まず。労働者の家計に於ける餘裕乏しく職業と生活との間に緊密なる關係存立する以上は、此不安の感情の大なるや、論を俟たず。失業保險は或る種別の労働者に對して、此種の弊

害を軽減したりと雖も、其保險金は失業期間の長きに互りたる場合に、既婚労働者をして負債を負はざらしむるを得るまでに充分ならず、加ふるに労働者の多數は此計畫に關係を有せざるなり。之を社會上の見地より云ひ、又特に産業上の調和の點より考ふるに、職業の確實にして、又規律あるは、最も希望す可き所にして、從來港灣並に船渠に於て労働者の仕事を永久的のものたらしむる爲めに、種々の計畫行はれ、其或るものゝ成效を博したるは、人の知る所なり。此種の組織は宜しく之を改良し、擴張す可く、一方に熟練労働者に對しても、備者が之を解備せんとする場合に、以前よりも長き豫告期間を與ふると共に、失業保險を總ての労働者に普及し、又保險金を増加するが如きは、今日失業の齎す困難を減却するの道なりとす可く、斯くて生ずる費用は自ら生産費に加はる可しと雖も、此損失は産出高の増加に依て生ずる利益の爲め

に均衡を保つに至る可し。

第四、或る種類の職業に於て、仕事の單調と爲れるは、之を争う可からず。唯多くの産業を通じて、今日機械の利用せらるゝもの多く、單調なる仕事は自動的機械に依て行はるゝを以て今後益々機械の利用を盛にし、單調なる仕事は之を機械に一任するの方針を取らざる可からず。蓋し單調なる仕事は人に何等の興味を興へず、煩勞を加ふるもの甚だ大なればなり。マーシャル氏は仕事の單調と生活の單調との間に區別を設け、後者を以て、恐る可きものなりとしたり。蓋し都會の労働者は其仕事に於て單調なりとするも、之を農業に従事する労働者に比較せんか、短時間の労働に就き、休憩時間を多方面の享樂に供するを得るが故に、仕事の單調を償うに足る可し。然れども如何なる場合に於ても、仕事の單調にして、今日の狀況に於て避く可からざるものなる以上は、労働者の産業上並に社會上の

狀況を改良し、彼等の生活に或る變化を有せしむるの必要あり。近代の都會生活には享樂運動の機會あり。而して労働者の要する所のものは教育の機會並に享樂を得る資力に外ならざるなり。彼の工場内に於て仕事の單調なるが爲めに生ずる弊害の如きは、有形的設備の改良例へば日光の透徹し、保健の要件に適せる建物又は休憩時間の分配等に依て自ら之を抑制するを得べきなり。

第五、労働不安の一原因を以て目す可きは、労働者の多數が現に資本家に依て、掠奪せられつゝあることの疑惑を懐くの一事にして、而して斯る疑惑を生ずる原因は一にして足らず。就中其顯著なるものは或る産業に於ける經濟上の狀況に關する知識の缺乏に外ならず。労働者が市場の狀況、利潤並に商業上金融上全體の關係に無智にして、無智なるが爲めに、疑惑を生じて已まざるは明白の事實とす可く、此點に於て

は前世紀の當初五六十年間銀行並に金融業者が社會の無識の爲めに生ずる疑惑に制せられて、恐慌を惹起したると軌を一にするものあり。若しも事實が總ての人に明瞭と爲らんか、疑惑の多くが基礎を失ふに至るや、論を俟たざるなり。

第六、傭者の側に於て労働者に對して不満足を感じ、爲めに労働不安を生ずること少なしとせず。多くの職業並に地方に於て仕事の繁忙なる際に、労働者の労働の不規律なることは、傭者の常に非難する所なり。即ち労働者にして三四日間超過時間の労働を爲すや、次の二三日間は全く工場に出勤せず、其理由を問はるゝや、既に此週間の生活を全うするに充分の収入を得たるを以て、全六日間労働するの必要に接せずと答ふるを常とす。斯の如きは如何なる時に於ても不利にして、又國家存亡の際には有害なり。産出高を減却し、價值ある機械をして一部の仕事に當らしむるが如き、到底之を認容するの道

理を見出さざるなり。殊に此種の弊害の著しきは港灣船渠造船業等にして、是等の事業に於ては、仕事の繁閑殆ど常なく、然も仕事の不規律なるが爲めに苦む労働者は平生貯蓄の性癖を有せざる者にして、隨て彼等は劣等なる生活に安んずる者にして、一朝事業繁忙と爲るや、不時の収入を得るも、之を浪費して、顧みる所を知らず。斯る弊害を抑制するには、仕事並に賃銀の不規律を除くを以て急務とす可く、失業保險の如きは、後者の用を爲し、其費用は傭者の分擔する所と爲るも、結局信賴す可き労働者の増加することに依て、傭者自身の利益に歸す可きなり。生活の程度は之を引上げ、超過時間の労働は之を制限し、而して人をして規律ある賃銀を收むるに慣熟せしむるは、理想の状態を以て、目すべき所にして、今日の如く傭者が繁忙の時のみ労働者を繼續して使役し、仕事の閑散なる時に之を解傭するの自由あらんか、労働者亦仕事の

繁忙なる時に労働時間を減縮するを以て、自己の權利とし、他に對抗することゝ爲る可し。思ふに勤儉の風習の如きも此問題を解決するに資する所ある可し。仕事の不規律なる職業に従事する労働者にして一定の生活程度を維持するの必要を認め、所得の平均以上に高き時に、之を貯蓄せんか、自ら所得の平均を期するを得べし傭者に對して、吾人の言はんとする所は「仕事に規律を保たしめ、超過時間の労働を抑制するに最善の努力を致し、労働者亦人間にして、人間として取扱はれざる可からざることを記憶せよ」との數言にして、一方に労働者に對して言はんとする所は「一年の仕事の齎す所を計算し仕事の繁忙なる時に貯蓄を行ひ、斯くて最高の生活標準を維持するを得るが如くに収入を平均せしむる」の數言なるのみ。

或は傭者の間に労働者の不確實なる傾向の増進しつゝあることに就て、非難を加ふるの説あり。

り。即ち彼等は最近兩三年間労働者の信賴する能はざるに至れると共に其效程亦低下するに至れりとし、而して其原因として、(一)近時の立法が社會の他の階級に比較して、労働者を特に有利なる地位に置きたること、(二)労働者は政治上に於て重大なる地位を占め、政黨の投票吸収策は益此傾向を助長すること、(三)社會改良家の教訓殊にシンヂキカリズム、階級戦争の教訓は労働者をして仕事に不熱心ならしむること等を擧ぐるを得べし。或る傭者は如上の傾向を以て、産出高の減少を來すものとし、隨て工業上の設備、機械若しくは擴張工事に對して、資本を注入するは、大なる考慮を要す可く、英國に於て舊式の機械設備の行はるゝが如き、此般の事情に支配せらるゝものなりと説明するに至れり。又他の傭者は時間賃銀の決定せらるゝ場合に熟練の乏しき、又仕事の遅鈍なる労働者の效程が全體の標準と爲るの一事を擧ぐるを常と

す。而して此缺點を補ふ爲め、最低の標準を定め、仕事に於ける習慣、普通の熟練程度等を參酌して之に充て、此以上の労働者の爲めに、更に其有する特殊の技能に對して報酬を收むるの道を開くの方法認められ、其細目の決定は備者労働者の間に於ける協議の問題に上り、種々の議論を惹起して已まざるなり。

第七、今回の戦争開始以來更に上記以外の原因に依て、産業上の紛議を醸成するに至れり。即ち戦争の破裂するや、労働者並に備者は愛國心に制せられて、當時競争中の紛議を解決し、産業上の休戦を宣言したり。固より戦時に於ては、之を平時に比較して、労働紛議の數著しく減少したりと雖も、上記の休戦は纔に千九百十五年の年初まで持續せられたるのみ。而して休戦状態の破るゝや、其重なる原因の生活費騰貴に存せるは勿論なるが、一方に諸會社殊に海運業關係の會社が暴利を收めたる一事も亦休戦破

毀の勢を促したりと認めざる可からず。即ち労働者は國民的要求が私人の利益の爲めに脅かされるゝことを信じたるものにして、千九百十五年の同盟罷業の新に勃發したるが如き、要するに斯る状態に對する反抗を賃銀増進の形態に於て現したるものに外ならざるなり。固より備者労働者共に戦時政府の實施したる各種の計畫に依て行動の自由を束縛せられたりと感ず可く、又兩者共に軍需品法の下に於ける煩繁なる制限を不快とす可く、殊に労働者は軍需品裁判所の判決の自家に苛酷なるを怨む可く、斯の如くして醸成せられたる反感は衝突の機會を多くし、且つ長時間最高度の速力に於ける労働の爲めに生ずる肉體上の疲勞は此種の危険を大ならしめたり。

二 労働不安を抑制する諸方策

労働不安を抑制する諸方策として、認めらるゝもの左の如し。

- (一) 和解仲裁局
- (二) 仲裁 任意 強制
- (三) 工業紛議調査局
- (四) 利益分配並に勞資協同
- (五) 産業組合

第一、和解仲裁局。多くの産業を通じて労働紛議に處する設備あり、或は永久の和解仲裁局を設けて總ての紛議を同局に解決せしめ、或は職工組合、備者組合等の規約に於て、聯合會議の召集を認む。是等制度の成效は自ら備者又は労働者の間に於ける組織の良否に依るものにして、備者に於て職工組合を承認するの道理と爲る可く、斯る承認を缺かんか、紛議解決の機關を組織するは甚だ困難にして、備者労働者間に於ける争端は同盟罷業と爲り同盟解備と爲らざるを得ず。永久的和解局並に聯合會議の數は近年増加したりと雖も、其價値は是等團體の干與

する事件の少なく、結局業務の停廢を生ずること依て、之を判断するを得べし。現に千九百十三年百九十五の仲裁和解局並に聯合會議は四千七十の紛議解決に關係したるが、其解決に成效したるは二千二百八十三件を數ふるのみ。是等永久的仲裁和解局の職務は備者と労働者とを以て彼等の間に存する異議を論議決定せしむるに存し、協議の成立せざりし場合に於ても、尙ほ一名又は一名以上の仲裁者を選定して、其決定を仰ぎ、之に承服するものとす。然も其制度の任意的なる以上は、労働者は同盟罷業に訴へて自家の要求を貫徹するの權利を留保せんとす。和解が仲裁に比較して、可なりと稱せらるゝは相互の合意に依て成れる約定が兩當事者に依て承認せられ、又遵守せらるゝの故を以てなり。茲に於てか和解局の機關を擴張し、完成し、各産業に於ける永久の組織たらしむるの説あり、工業紛議調査局の如き、此要求を參酌して、組

織せられたるものにして、一方に聯合協議會の如きは、不満足之感なき能はず、蓋し斯る會合の催はざるゝ時には、紛議は既に發生して、或る時期を経過し、兩當事者の間に不穩の感情醸成せられ、而して感情の極端なる者のみを選ばれて、双方の利害を代表するが故に、平和的解決の希望甚だ少なきに至る可きを以てなり。即ち今日に於て必要なるは總ての異議を其起るに隨て自動的に處理する永久の組織に外ならざるなり。

第二、仲裁(a)任意。相互の合意に依て解決する能はざる紛議の起れるときには、之を第三者の仲裁に委して、以て同盟罷業又は同盟解僱の發生を避けざる可からず。仲裁は和解に比較して、其利用せらるゝこと少なく、且つ或る不利益の固着するものあり。蓋し公平無私にして、然も産業の細目に通ずる人を見出すは甚だ困難にして、仲裁者が直接又は間接に僱者階級に屬

商務院は紛議の解決を託せらるゝに非ざれば、事件が發展して、同盟罷業又は同盟解僱の危機を招くに至るまで、紛議の存在を知る能はず、隨て多くの場合に於ては仕事の停廢を避くるに時機を失し、紛議解決の困難を大ならしむ可し。殊に商務院の任命したる仲裁者は當事者の任選したる仲裁者と同様の信任を博するに足らず。本來當事者が商務院に事件を訴ふるは、當事者が他の要求を容れざる場合に最後の手段として之を爲すものなるが故に、當初より仲裁者の困難なる地位に居るは已むを得ざる所に屬し、之に加ふるに僱者階級に屬し、其利害を代表するの疑惑を蒙るの損失あるを免かれざるなり。

(b)強制。歐洲戦争は經濟上の領域に於て、國家干渉の行はるゝ範圍を擴張するに至らしめるが、殊に其重要なるは千九百十五年軍需品法の下に強制仲裁法の認められたる一事なりとす。強制仲裁の問題たる多年英國に於て論争せられ

し、善良の意思を以てするも労働者よりも僱者に同情を表するの事實は多く實際に起る可く、其決定が兩當事者中の一方又は双方に喜ばれざらんか、到底之を厲行するの道なく、隨て無効に歸するものと云はざるを得ず。仲裁者の選任に就て、當事者の合意を得ることの困難なるが爲めに、問題の解決を商務院に委することあり。商務院は千八百九十六年の法律に據り、同長官紛議事件に干與し、當事者をして會商せしむるの權限を有し、當事者の請求に基き、仲裁者をも任命するを得べし。最初商務院は仲裁者を任命するに止まれるが、近年に至り重要な紛議に際しては商務院自ら進んで紛議解決の主動者と爲り、殊に戦時の今日に於て、活動の著しきを見ることゝ爲れり。思ふに産業上の紛議に對する國家の干渉は將來益重要な地位を占むるに至る可しと雖も、之に對して一定の制限あり又不利益の伴うことを知らざる可からず。即ち

資本家並に労働者は概して之に反對したるの來歴あるを以て、戦時事變に應ずる計畫として、此制度の實行せられたるは一の新紀元を劃するものとす可く、戦争の壓迫並に國民的利害に副はんとする愛國的希望は僱者並に労働者をして國家の專斷的規定を容れて、自己の利害を左右せしむるに至れる次第なる可し。既に然る以上は、國民的要求が斯る犠牲を必要とせざる時期に到來すれば、此潮流の消散するは當然の數にして、又兩當事者か嫌惡する強制的制度を存續するの愚なるや論を俟たず。

仲裁は其任意たるを、強制たるを問はず、同一の制限に服するものなり。仲裁の問題たる可きものは現行契約の解釋を始めとして、賃銀労働時間の問題の如き、一として然らざるはなし。其之を解決するや、多く兩當事者の妥協に依ること多しと雖も、根本原則の争に至ては、到底其妥協を許さず、之を承認するか、拒絶す

るか、其一を以てし、然も當事者の一方が他方に譲歩せざるに於ては、紛争は之を避く可からざるなり。例へば職工組合承認に關する紛争の如き、貸銀變更に關する紛争よりも、更に重大にして、如何なる仲裁者と雖も、満足なる解決を下す能はざる可し。

第三、工業紛議調査局。此調査局は千九百十三年設立せられ、今日現存し、二十六名の委員並に委員長より成り、備者並に労働者は各々委員の半數を代表し、殆ど全國に於ける重要な工業を網羅し、サー、デョージ、アスクウキスの委員長たること世人の知る所の如し。此調査局設立の理由は千九百十三年十月十日商務院の發表したる理由書に徴するときは、其一班を窺ふを得べし。曰く政府は近時一般公衆が不利の影響を蒙る産業上の紛議を解決し、又之を短縮する現行官立機關を改造し、且つ之を鞏固ならしむる最良の方法を攻究するの必要を認め、總

理大臣、商務院長官並に全國主要の産業に關係し、且つ備者労働者間の平和關係維持の爲めに採用せられたる方法に通曉する代表的備者及び労働者の間に數次の會商を試み、其結果商務院長官は備者並に労働者の代表者より成る工業紛議調査局を組織し、總て工業上の紛議に關し、調査局に申請せられたるものを調査し、之に對して適當の解決を下すこと、したり。固より政府は以上の新制度を實施するに當り、現に行はれ、又仕事の停廢を防遏し、或は紛議を解決する目的を有する任意的方法に干渉するものに非ず、寧ろ之を助長せんとするものなり、唯千九百十六年の和解法の下に、商務院が和解に關する職務を果すに當り、今回の如き制度に依て、補はるゝの必要あるや論を俟たずと。

是れなり。是等制度の下に於ては、備者と労働者との間に於ける普通の關係は持續せらるれども、後者が純益に對する一部分の分配に與るを以て其特色とす。或る場合に於ては利益分配法は成效したるが如しと雖も、現在の形態を以てするときは、産業制度に於ける一の試験たるに止まり、労働者が之に反對しつゝある間は産業上の不安の問題を根本的に解決するに足らず。多數労働者は之を以て労働者の勤勉を刺戟し、斯くて増加したる産物の一小部分を労働者に與ふるに過ぎざるものとして、之に反對するのみならず、職工組合の主義並に労働者の團結を薄弱ならしむるの非難を免かれず。職工組合にして存在せざらんか、労働者と備者と労働條件を協定するに不利益の地位に陥るは勢の免かれ難き所とす可く、隨て職工組合を薄弱ならしむるものは労働者の援助を收むる能はざるなり。殊

に利益分配制度が労働者に對する利益金の支拂を延期する方法に充てられ、利益金の分配を受ける者が或は職工組合の組合員に非ざることを要し、或は永年間工業主の使役の下に在るを要し、或は同盟罷業を爲したるときには、利益分配に與る權利を沒收するが如き、労働者の備者に對抗する權能を制限する方法に利用せらるゝ所なり。且つ利益分配並に勞資協同の現制度は産業の支配に就て全然労働者の干與するを許さず、労働者の所有する株式の割合は甚だ小額にして、會社に於て何等の權勢を發揮するの具たらざるのみならず、斯る株主の權利に制限を加ふるの實例あり、又二三の實例に於ては、斯る株主に取締役の定數を選任するの權利を與ふると雖も、其數たる、頗る少なく、隨て會社の支配に何等の關係を及ぼさず、會社管理權の備

者の掌中に存するは如何なる場合に於ても異なる所なしとす。

第五、一の理想として考ふるときは、産業組合の下に産業を組織するは事の宜しきを得たるものとす可し。モリス、オーウエン等の教へたるが如く、産業組合は産業社會に公正を導くの所以たる可く、前世紀の中央産業並に貯蓄組合法が産業組合を公認して以來組合の運動に就て大なる希望の繋かれたる次第なれども、一方に有限責任の會社組織其緒に就き、企業者は此會社組織の下に、豊富なる資本金を吸収するを得るに至れるが爲め、産業組合は生産業に適用せられざるの勢を馴致したり。

茶業労働の現況

勝俣千之助

吾人が鈍才を以て實地踏査を企て、幾多の斯業精通家、數多の經驗家に面接し甲説乙論を參酌して類別せしもの左の如し。

(一) 外部的労働

(イ) 茶園耕作農夫

此農夫の年中に於ける工程を示せば

- 一月、堆積肥料の製造
- 二月、寒肥の施用
- 三月、淺耕、除草、芽出肥の施用
- 四月、害虫發生の注意及豫防
- 五月、晩霜の豫防、摘後の剪枝
- 六月、淺耕及追肥
- 七月、一番茶に剪枝せざりしものは摘採後直に剪枝、綠肥用大豆の鋤込、雜草

引入初め

八月、除草、基肥、堆肥の製造、雜草敷込
九月、元枝の剪除、深耕及元出し、基肥施用

十月、株元の土寄せ

十一月、茶樹株内の掃除

十二月、堆肥製造の準備

此等の勞務に對する勞銀は宇治、狹山、静岡等、何れの地方にても、熟練労働者、不熟練労働者の差に従つて三十五錢より五十錢内外の日當にして、労働時間は十一二時間にて其間嚴密なる定めなし、然れども上記の工程中にて施肥労働に至りては一反歩三圓五十錢位にて請負はしむる事あり、尙宇治にては玉露の製造に用ゆる茶葉に對しては、日光の直射を防ぐ爲、玉露園上の空間に覆をなす特殊の工程あり、之に對しては一反歩七圓位にて請負はしむる習慣あり斯の如く茶葉労働は他の労働者の如く日々同一

の作業を繰返すものにあらずして、時季によりて其作業を異にし、從て賃金にも差異を生じ、労働時間も春夏は比較的長く、秋冬に至れば短縮さるゝものなり。

(ロ) 摘採

茶葉の摘採は四季を通じてなすものにあらず静岡地方にては五月上旬一番茶の摘採より初め八月下旬乃至九月上旬四番茶の摘採を以て茶摘時季の終了とす、狹山地方にては一番茶摘採の時季は静岡と大差なしと雖、六月下旬乃至七月上旬二番茶の摘採を以て終りとす、宇治にては五月上旬新芽を摘採したる後は全々之を摘採せざる慣習あり、同地方生産家の言によれば、二番茶或は之れ以上を摘採するときは來春の新芽を阻害する怖れある故、之を摘採せずと。

如斯摘採の労働時季は短時日に限らるゝものなり、而して勞銀は一番二番三番四番の茶期を異にする如く、之を異にするものなり、勞銀の